

(その1)

収 支 報 告 書

〒114-0002

1 主たる事務所の所在地 東京都北区王子2-30-4
グランシャリオ王子101

(ふりがな) みつなりかい

2 政治団体の名称 三成会

3 代表者の氏名 岡本 三成

4 会計責任者の氏名 磯貝 希美子

5 令和 3 年分

団体コード	03103669200110
前年繰越額	302,096 円

事務担当者の氏名 磯貝 希美子

電話番号 03-3508-7147

受 付	審 査	確 認
	✓	
消 込	パンチ	照 合
済		

101160



資金管理団体の指定の有無

☒ 有 ☐ 無

公職の種類 衆議院議員 (現・候)

資金管理団体の届出をした者の氏名 岡本 三成

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

※該当箇所に ☒ レ すること。

政治団体の区分

- ☐ 政 党
☐ 政 党 の 支 部
☐ 政 治 資 金 団 体
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☒ そ の 他 の 政 治 団 体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

東 京 都 内

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 岡本 三成

公職の種類 衆議院議員 (現・候)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	4,054,035
(前年からの繰越額)	302,096
(本年の収入額)	3,751,939
支 出 総 額	3,274,498
翌年への繰越額	779,537

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(7) 個人からの寄附	220,000	
(うち特定寄附)	0	
(4) 法人その他の団体からの寄附	0	
(5) 政治団体からの寄附	3,500,000	
小 計 (7) + (4) + (5)	3,720,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	3,720,000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計	0	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	31,939	
	合 計	31,939	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
1	植木博士	40,000	R3/7/6	東京都世田谷区代田6-10-8	会社員	
2	下河邊富夫	30,000	R3/10/22	千葉県市川市中国分3-5-25	会社経営者	
3	阿部恭子	100,000	R3/10/25	東京都北区赤羽台4-12-10	無職	
4	木下 先義	20,000	R3/12/7	東京都墨田区文花2-16-5	団体代表	
5	近江 正典	30,000	R3/12/10	東京都豊島区南池袋3-18-18	住職	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	220,000				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	220,000				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
1	公明党衆議院東京第12選挙区総支部	1, 000, 000	R3/1/19	東京都北区王子2-32-7	岡本三成	
2	公明党衆議院東京第12選挙区総支部	1, 000, 000	R3/5/12	東京都北区王子2-32-7	岡本三成	
3	公明党衆議院東京第12選挙区総支部	1, 500, 000	R3/10/8	東京都北区王子2-32-7	岡本三成	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	3, 500, 000				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	3, 500, 000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	164,443	0	
(4) 事 務 所 費	1,057,510	0	
小 計	1,221,953	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	2,052,545	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	755,750	0	
イ 宣 伝 事 業 費	1,296,795	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	2,052,545	0	
合 計	3,274,498		

(その14)

行番号	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	貸鉢代	11,000	R3/1/7	(有) 内田生花店	東京都北区王子5-10-9	
2	貸鉢代	11,000	R3/2/15	(有) 内田生花店	東京都北区王子5-10-9	
3	貸鉢代	11,000	R3/3/3	(有) 内田生花店	東京都北区王子5-10-9	
4	貸鉢代	11,000	R3/4/5	(有) 内田生花店	東京都北区王子5-10-9	
5	貸鉢代	11,000	R3/5/10	(有) 内田生花店	東京都北区王子5-10-9	
6	貸鉢代	11,000	R3/6/4	(有) 内田生花店	東京都北区王子5-10-9	
7	貸鉢代	11,000	R3/7/5	(有) 内田生花店	東京都北区王子5-10-9	
8	貸鉢代	11,000	R3/8/6	(有) 内田生花店	東京都北区王子5-10-9	
9	貸鉢代	11,000	R3/9/7	(有) 内田生花店	東京都北区王子5-10-9	
10	貸鉢代	11,000	R3/10/6	(有) 内田生花店	東京都北区王子5-10-9	
11	貸鉢代	11,000	R3/11/9	(有) 内田生花店	東京都北区王子5-10-9	
12	貸鉢代	11,000	R3/12/8	(有) 内田生花店	東京都北区王子5-10-9	
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	132,000				
	そ の 他 の 支 出	32,443				
	合 計	164,443				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	事務用品代	17,087	R3/1/7	(有) 南信堂	東京都千代田区九段南3-7-7	
2	名刺代	23,100	R3/1/14	(株) 山櫻	東京都中央区新富2-4-7	
3	各種コンテンツ利用代	14,696	R3/1/28	(株) BizCompass	東京都豊島区西池袋1-4-10	
4	レターパック代	14,100	R3/2/1	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
5	政治資金監査報告書作成代	55,000	R3/1/27	SUパートナーズ税理士法人	東京都港区赤坂2-23-1	
6	運賃料金	11,172	R3/2/22	ヤマト運輸(株)	東京都中央区銀座2-16-10	
7	コーヒー豆代	30,888	R3/3/12	(株) アベックス	東京都千代田区九段南2-3-14	
8	事務用品代	16,862	R3/4/5	(有) 南信堂	東京都千代田区九段南3-7-7	
9	コピー機メンテナンスカウ ント代	11,875	R3/4/6	富士 フイルムビザネット インベスタンジェルス (株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
10	コピー機メンテナンスカウ ント代	19,772	R3/5/6	富士 (株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
11	各種コンテンツ利用代	12,155	R3/5/28	(株) BizCompass	東京都豊島区西池袋1-4-10	
12	コピー機メンテナンスカウ ント代	19,289	R3/6/7	富士 フイルムビザネット インベスタンジェルス (株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
13	各種コンテンツ利用代	15,851	R3/6/28	(株) BizCompass	東京都豊島区西池袋1-4-10	
14	事務用品代	10,669	R3/7/5	(有) 南信堂	東京都千代田区九段南3-7-7	
15	各種コンテンツ利用代	10,208	R3/7/28	(株) BizCompass	東京都豊島区西池袋1-4-10	
	こ の 頁 の 小 計	282,724				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	各種コンテンツ利用代	14,234	R3/8/30	(株) BizCompass	東京都豊島区西池袋1-4-10	
17	コピー機メンテナンスカウ ント代	27,495	R3/9/6	富士フイルムビジネス システムズ (株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
18	各種コンテンツ利用代	14,003	R3/9/28	(株) BizCompass	東京都豊島区西池袋1-4-10	
19	事務用品代	12,664	R3/10/6	(有) 南信堂	東京都千代田区九段南3-7-7	
20	コーヒー豆代	10,692	R3/10/11	(株) アベックス	東京都千代田区九段南2-3-14	
21	各種コンテンツ利用代	13,475	R3/10/28	(株) BizCompass	東京都豊島区西池袋1-4-10	
22	事務用品代	16,190	R3/11/8	(有) 南信堂	東京都千代田区九段南3-7-7	
23	Office for Mac	38,280	R3/11/22	ヨドバシ・ドット・コム	東京都新宿区新宿5-3-1	
24	各種コンテンツ利用代	13,211	R3/11/29	(株) BizCompass	東京都豊島区西池袋1-4-10	
25	運賃料金	21,791	R3/12/2	ヤマト運輸 (株)	東京都中央区銀座2-16-10	
26	事務用品代	18,385	R3/12/8	(有) 南信堂	東京都千代田区九段南3-7-7	
27	コーヒー豆、フィルター代	20,196	R3/12/13	(株) アベックス	東京都千代田区九段南2-3-14	
28	各種コンテンツ利用代	16,940	R3/12/28	(株) BizCompass	東京都豊島区西池袋1-4-10	
29						
	こ の 頁 の 小 計	237,556				
	そ の 他 の 支 出	537,230				
	合 計	1,057,510				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		3. 機関紙誌の発行事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	機関紙発行費	
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	通信デザイン費	110,000	R3/9/21	(株)レベルクリエイション	東京都千代田区神田神保町2-8-1	
2	印刷費	27,095	R3/10/1	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1	
3	印刷費	16,890	R3/10/7	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1	
4	印刷費	16,890	R3/10/12	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1	
5	印刷費	16,890	R3/10/13	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1	
6	デザイン・印刷費	543,380	R3/10/25	(株)base	東京都中野区本町3-30-4	
7	印刷費	15,790	R3/12/29	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1	
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	746,935				
	そ の 他 の 支 出	8,815				
	合 計	755,750				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					広報関係費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	看板作製	77,000	R3/10/11	(株)日看	東京都北区志茂1-34-20	
2	ポスティング	1,153,795	R3/10/11	(株)東弘	東京都千代田区九段南4-8-21	
3	メルマガシステム利用料	66,000	R3/12/20	(株)ラクスライトクラウド	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-5	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	1,296,795				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	1,296,795				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年 1月 31日

政治団体の名称 三成会

会計責任者の氏名 磯貝 希美子



代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和4年1月31日

三成会
代表 岡本 三成 殿

登録政治資金監査人 阿部幸直 印
登録番号 第 774 号
研修修了年月日 平成21年4月23日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、三成会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、三成会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその期間における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

三成会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、三成会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上